



幼児センターの新「プレイルーム」に木のおもちゃを導入

(2)幼児センター機能の充実
女性の社会進出が顕著となつている中、幼児センターの機能の充実を図り、乳幼児の居場所の確保により家族の子育て支援を行います。

(3)住宅建設支援

地域の均衡ある発展は町づくりの基本と考えています。定住人口8千人を目標とした持続できる町づくり、きめ細やかなサービスの提供できる町づくりを推進し、住民の居場所を確保するため個人住宅建設支援や公営住宅の供給に努めます。

(4)体験住宅の建設

都市からの定住者の拡大を図るためには農村地域の人々の顔が見える交流が大切であり、モデル的な居場所での体験生活を通じて定住者の促進に努めます。

また「ひがしかわ株主」の滞在居場所としての利用の促進に努めます。

(5)コミュニティセンターの建設と公園施設の整備

また「ひがしかわ株主」の滞在居場所としての利用の促進に努めます。また地域の人々が芝生やベンチに集い、座りながら心の安らぎを高め、人々との対話によりストレスの解消を図られる身近な居場所として公園整備に努めます。また地域の交流施設としてコミュニティセンターの建設を行い、地域間の均衡ある整備を図ります。

(6)障害者などの共生施設整備と指導員配置

障害者を家族に持つている保護者などが、障害者を支え励まし合う人の輪の組織化を支援し、健常者も障害者も安心でき、交流できる居場所の確保を図ります。また指導員を配置して活動支援に努めます。

(7)高齢者が安心して暮らす住宅支援と検討

高齢化が進行する中、高齢者にとって安心して暮らすこ

とができる居場所の確保として民間が行う施設整備に対して支援を行ってまいります。高齢者が受給する年金の範囲内で介護と医療の両サービスを受けることができる居場所として住宅のあり方について検討を行います。また民間施設との連携強化を図り高齢者が安心して暮らすことができるように努めます。

(8)専門学校学生の定住支援

少子化から専門学校など各種学校の学生確保が課題となつていますが、本町の専門学校入学支援を行い、併せて入学者の居場所が本町に定まるように努めます。

2、「安心が確保される町づくり」の推進

子供から高齢者まで安心して地域で暮らすことができるように、利便性や安全性が高まるように努めます。

(1)公共交通の充実

高齢者や地域の児童などが通院や通学などへの利便性がより一層向上するようにバス等運行試行を繰り返しながらより良いサービスの提供に努

第10 大切な環境水の保全運動と利活用

本町では「美しい東川の風景を守り育てる条例」を制定し、環境と景観保全に努めてきています。

水は生命の源であり、特に21世紀は水の時代と言われる「明日の生命は水に聞け」と表現される場合もあります。

私たちは毎年、大雪山に送られてくる雪や雨の恵みによつて健やかな生活をしています。この環境の恵み、環境水を大切に守り、保全する活動を一人ひとりが展開しなければなりません。4月30日を雪解け後の「良い水の日」とし、11月10日を「いく井戸の日」として、それぞれが住宅周辺の環境整理に努め、地下の恵みに感謝する日として定着するように努めます。

(1)環境水サミットの実施

今年11月10日(いく井戸の日)に第2回目の環境水サミットを東川町が当番幹事として開催し、「環境水」の大切さと保全活動を訴えていきます。

(2)植樹活動の推進

ア、木を3本植えて森づくり

め、運行の定着化を目指します。ア、スクールバスの充実イ、診療所への無料送迎

(2)農村地域のごみ個別収集化

農村地域の高齢化に伴い、ごみの焼却が通常化する傾向にあることから、環境に配慮し新たに個別収集化を図りますが、議会の意向を踏まえ、試行したいと思えます。

(3)冬季の除排雪サービスの充実

高齢者にとつて冬季の除雪・排雪が体力的な大きな負担となつてきている現状から、自治振興会や民生委員などと連携し、サービスのあり方について検討改善に努めます。

3、国営緊急農地再編整備事業等の採択に向けて

現在の水田は昭和40年代から50年代にかけて30アール区画で整備されています。しかし機械化の進展、経営規模の拡大から効率的でコストの削減化につながる大型水田化が求められています。農業者、農業関係機関団体等と十分連携を図りながら地区調査採択を受けるように努めます。

運動の展開

イ、ひがしかわ株主による共同植樹
ウ、民間企業と連携した森づくりの推進
エ、樹木を生かした公園整備の推進

(3)環境水を活用した熱源利用効果(ヒートポンプ)の実証展開

本町の最も大切な資源であります環境水を活用した冬季暖房等効果の実証に努めます。

第11 住民運動の推進と支援

活力のある地域づくり、町づくりは住民の情熱と行動力が不可欠であります。住民や住民組織が主体となつて進める活動を積極的に支援し、また住民や住民組織とは強固なパートナーとして連携を図ります。今年も5つの運動を掲げ、実践します。

ア、挨拶 イ、環境水保全 ウ、交通安全 エ、花いっぱい オ、ごみ削減化

第12 おわりに

政権交代が行われ2年度目

また地籍調査は個人等の財産を明確化する上で大切なものです。この機会に調査を行うべきものと考えており、今年度から実施に向けて準備を進めていきます。

①国営緊急農地再編整備事業の地区調査採択要望

②市街地地区の地籍調査の準備

第8 定住自立圏構想への参画

広域行政は自立化の観点から避けて通ることができないと考えています。旭川市が平成21年12月28日に定住自立圏における中心市宣言を行っていることから、中心市や近隣町とともに自立圏域での連携充実に努めます。

第9 写真の町宣言25周年と「人」などの動きの活性化

1985年に写真の町を宣言し、25周年を迎えました。この間、多くの人々のご理解とご支援をいただき、今日まで継続できましたことに深く感謝とお礼を申し上げます。ようやく東京を中心に写真関

に入りまます。「コンクリートから人へ」のスローガンの下、国庫財源の交付金化などを通じて地域主権の実現を目指しております。現時点で、具体的にどのような姿になるものかの予想は困難であります。が、地域主権は国などから与えられるのを待つ姿勢で実現されるものではありません。地域に住む一人ひとりが自治に関心を寄せ、自治を語り合い、お互いに支え合い、励まし合い、そして自治に参加することによって実現されるものと考えています。住民の皆さまの積極的な参加をお願いします。

行政を担うものにとつて「東川町は最高!」と語っている言葉を聞くことは最高に榮譽なことでもあります。行政サービスという到着点のない中、常により良いサービスを目指して、職員一丸となつて取り組みますので、議会をはじめ住民の深いご理解とご支援を重ねてお願い申し上げます。

平成22年3月

東川町長 松岡市郎